

保護者様

兵庫県立川西北陵高等学校
校長 細見 伸広

学校において予防すべき感染症に係る提出書類について(お願い)

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

従来、本校では生徒がインフルエンザ以外の感染症に罹患した場合、出席停止解除に係る「証明書」の提出を求めています。

この度、本校では学校において予防すべき感染症のすべてについて医療機関による出席停止解除の「証明書」を提出する代わりに、以下のものを提出していただくことにしました。

1. 「感染症に係る治癒報告書」(保護者による報告及び署名)
*本校ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。
2. 医療機関発行の処方薬の説明書または通院履歴のわかるもの(生徒の名前と日付が記載されたもの)

感染症に罹患した場合は、主要な症状が消失するまで登校できません。生徒が登校する際は、書類1, 2を持たせてください。なお、現在は新型コロナウイルス感染症についての書類1, 2の提出は不要です。

(参考)インフルエンザによる出席停止期間について

学校における感染症の予防について、学校保健安全法及び同法施行規則において、「学校において予防すべき感染症」の種類と出席停止の期間の基準等が定められています。(参考資料1)

第2種感染症であるインフルエンザにおいても「発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日間を経過するまで」と定められています。

例1 発症後2日目に解熱した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登校可
		解熱	1日目	2日目		

例2 発症後4日目に解熱した場合

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日
発症	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	登校可
				解熱	1日目	2日目	

※ 病状により、医師が感染の恐れがないと認めた場合は出席可能です。